

東日本大震災に関する要望書

全国市議会議長会は、去る5月24日の第93回定期総会において、東日本大震災に関する要望を決議いたしましたので、政府並びに国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

平成29年8月

全国市議会議長会
会長 山田一仁
(札幌市議会議長)

全国市議会議長会建設運輸委員会
委員長 須永宣延
(熊谷市議会議長)

目 次

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議	1
東日本大震災からの早期復旧・復興について	4
原子力発電所事故災害への対応について	9

東日本大震災からの復旧・復興に関する決議

東日本大震災の発生から6年以上が経過した。被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、被災者の生活再建、地域産業の再生や公共施設の復旧等に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による健康問題や農水畜産物の汚染への対応等、解決すべき困難な課題が山積している。

このような中、国は、種々の支援策の実施により被災地の復旧・復興に尽力されているところであるが、復興の進捗に遅れが生じないよう、被災地の要望をより一層丁寧に取り、被災地の立場と視点に立った迅速かつ柔軟な対応を講じていくことが重要である。

よって、国においては、一日も早い被災地全体の復旧・復興の実現に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 東日本大震災からの早期復旧・復興について

- (1) 復旧・復興事業予算及び震災復興特別交付税等の所要額を確保するとともに、被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るなど、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。

また、平成28年度より生じている一部の復興事業に対する地方負担額を引き続き最小限にとどめるよう配慮すること。

- (2) 被災者の生活再建や生活基盤回復に向け、抜本的な雇用対策、被災者生活再建支援制度、災害援護資金貸付制度及び被災市街地復興土地区画整理事業の拡充など支援策の充実強化を図ること。
- (3) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧、被災地における水産業及び関連産業の復興、被災農地の復旧、地元企業や商店街の早期復旧等、地域産業の復旧・復興に対する支援措置の充実強化等を図ること。
- (4) 公共施設等の復旧・復興に向け、各種災害復旧補助制度に係

る補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大を図るとともに、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等に係る対象経費の拡大等を積極的に行うこと。

- (5) 被災自治体における生活保護、介護、医療について、被災地の実情に応じた十分な支援措置を講じることにより、被災者に対する社会保障の充実強化を図ること。
- (6) 災害救急医療の増加経費対策や必要な医師の確保、災害拠点病院整備等、被災地域の医療機関に対し万全の支援措置を講じること。
- (7) 地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、被災自治体が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し全面的に財政支援措置を講じること。

2 原子力発電所事故災害への対応について

- (1) 産業振興を更に確実なものとするため、風評被害対策への取組を強化・継続するとともに、農水畜産物等に対する放射性物質対策や生産者への支援等の拡充を図ること。
- (2) 復旧・復興の加速に向けた諸課題の解決のため、必要な財源を十分に確保するとともに、各種支援措置の充実強化を図ること。
- (3) 被災自治体除染実施計画を確実に推進するため、除染対策事業交付金の財源を十分に確保するとともに、除染作業の更なる加速化を図るための万全の措置を講じること。
- (4) 一時保管や仮置場の除染土壌等を早急に搬出できるよう、中間貯蔵施設の整備を強力に推進するとともに、仮置場等の確保について国有地の提供や財政措置を講じるなど国が主体的かつ積極的に取り組むこと。
- (5) 汚染水対策をはじめとする廃炉に向けた取組について、確実な安全対策を講じた上で万全な作業に取り組み、住民に対し迅速で分かりやすい情報提供を行うとともに、福島県内の原子力発電所全基廃炉に向けた取組を推進するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し引き続き強く求めること。

- (6) 健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制の構築を図るとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (7) 被災地域の復興・再生のために極めて重要な鉄道や道路交通網等のインフラの整備について、整備促進を図るなど必要な措置を講じること。
- (8) 原子力発電所事故の発生に伴う損害について、風評被害も含め適切で迅速な賠償が行われるよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (9) 避難指示区域等への支援について、避難者の帰還に向けた生活の再建や心のケア等に必要な支援を行うとともに、地域の復興・再生に向けた取組に対し十分な支援を行うこと。

東日本大震災からの早期復旧・復興について

東日本大震災の発生から6年以上が経過し、被災自治体においては、迅速な復旧・復興に向けて鋭意努力をしているものの、解決すべき課題が数多く山積しております。

国においては、発災以来、国難とも言うべき大震災からの復旧・復興に向け、種々の支援策が実施されておりますが、対処すべき課題も山積みの状況にあり、復興の進捗に遅れが生じないように、被災地の要望を丁寧に酌み取り、迅速かつ柔軟な対応を講じることが重要であります。

つきましては、被災地全体の一日も早い復旧・復興が実現されるよう、下記事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

1 復旧・復興事業予算の総額確保と実態に即した財政支援等

- (1) 災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、被災地の実情に応じた復興交付金の柔軟な運用を図るとともに、継続的な措置を講じること。

また、平成28年度より復興交付金事業（効果促進事業）を初めとした一部の復興関連事業に地方負担が生じているが、引き続き地方負担額を最小限にとどめるよう配慮すること。

- (2) 津波被災区域における固定資産税及び都市計画税の所要の措置（市町村長が指定する区域において課税免除することができる特例）について、災害危険区域の指定が解除されるまでの期間は、所要の措置の継続を図ること。
- (3) グループ補助金を活用し本設再建を目指す事業者が、実際に事業着手の目途が立った時点で補助制度が活用できるよう、平成29年度以降の制度継続を早期に明示して頂くとともに、採択案件分の予算を基金化するなどし、各事業者が必要とする時期に交付されるよう、被災地の実情に合わせた安定的な制度の運用を講じること。

- (4) 防災集団移転促進事業において進めている買い取りの被災跡地を活用したまちづくりについては、土地の集約や他の復興事業との調整など、今後においても相当の期間を要すると思われることから、「復興・創生期間」における被災（移転）跡地の利活用に係る予算枠を確保すること。

2 被災者の生活再建支援等

- (1) 被災者の生活再建に向けて、被災者の就業先確保に必要な措置を講じるほか、長期的継続雇用となる事業の創設等、抜本的な雇用対策を講じること。
- (2) 被災者の生活基盤回復のため、被災者生活再建支援制度等の拡充や宅地の復旧、二重ローン対策等最大限の支援策を講じること。
- (3) 災害援護資金貸付制度について、多額の未収金の発生が想定されることから、著しい生活困窮により約定による返済が困難な者に対して少額償還を認め、少額償還履行中においては違約金の免除を認めること。

また、各自治体が貸付金に係る債務を免除又は放棄することが適当であると判断する場合に、国においても自治体に対して、償還を免除する規定を整備するとともに、償還免除要件として示されている無資力要件に生活保護受給者及び破産手続きにより免責許可決定を受けた者を含めること。

- (4) 被災者の集団移転に関し、被災者それぞれの移転先や居住形態等の希望に柔軟に対応できるよう、更なる制度の拡充・弾力化を図ること。
- (5) 被災市街地復興土地区画整理事業について、補助対象を拡大することや現行補助率を嵩上げすること等の特例措置を講じること。

3 地域産業の復旧・復興に対する支援

- (1) 震災を受けた地域の観光交流施設等の復旧や地域経済の回復・復興を速やかに進めることができるよう、当該施設等に対する国庫支出金制度を創設すること。

- (2) 被災地における水産業及び関連産業の復興のため、被災地の漁業者や水産加工業者のニーズに柔軟に対応した支援が可能となるよう、復興交付金の柔軟な運用等、被災自治体の実情に応じた財政支援を講じること。
- (3) 地元企業や商店街の早期復旧に向けて、施設・設備等の復旧・整備に対する補助制度の継続や予算枠の拡大、当面の事業継続等に資する金融・税制措置を講じること。
- (4) 農地の復旧が遅れ、営農再開ができていないため、東日本大震災被災農家経営再開支援事業を復活すること。
- (5) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金において、基金の積み増しを行うとともに、本補助制度の期間を制度創設から10年間とすること。

4 公共施設等の復旧・再整備

- (1) 被災自治体の甚大な被害及び復旧・復興に向けた多額の財政需要があることから、各種の災害復旧補助制度にかかる補助率の大幅な嵩上げや対象経費の拡大、今後の防災力強化を見据えた原形復旧以上の整備等にかかる対象経費の拡大等を積極的に行うこと。
- (2) 公共施設等にかかる災害復旧補助制度については、この間、各府省において事務手続きの簡素化が進められているところであるが、その趣旨が実務に十分反映されるよう、引き続き各関係機関への周知徹底を図ること。
- (3) 地域コミュニティの再構築を始め、健全な市民生活の維持に欠かせないコミュニティ施設、文教施設、医療施設、社会福祉施設等の復旧について、その設置主体の如何を問わず、既存の枠組みにとらわれない柔軟かつ十分な財政措置を講じること。

5 被災者に対する社会保障等

- (1) 復旧・復興に向けた膨大な財政需要が見込まれる被災自治体において、今後生活保護世帯の急増が見込まれることを考慮し、時限的に生活保護経費の全額を国庫負担とする等財政措置を講じること。

- (2) 介護保険財政の健全な運営のため、将来にわたって地方自治体の財政負担が過重とならないよう、介護給付費負担金について、国の負担割合を30%に増やし確実に配分するとともに、制度改正に伴い必要となる経費について十分な助成措置を講じること。
- (3) 財政支援が必要な保険者に対しては、それぞれの実態を踏まえ、第一号被保険者の保険料負担が過大とならないよう、財政調整交付金について国庫負担分とは別枠での財政措置を行うなど、適切かつ十分な財政措置を講じること。
- (4) 介護分野において質の高い人材を安定的に確保できるよう、適正な介護報酬水準の確保を含め、介護従事者の処遇改善や労働環境整備に向けた更なる措置を講じること。
- (5) 給付費の増加等による保険料の上昇を踏まえ、低所得者に対する保険料や利用料の軽減策については、国の責任において適切な財政措置を講じること。
- (6) 災害で受けたショックや心の健康等に対応できるよう、精神科医、保健師、看護師、臨床心理士等専門職の確保について、人件費の支援等、必要な支援措置を講じること。

6 医療機関に対する支援等

- (1) 災害拠点病院における災害救急医療の増加経費や必要な医師の確保、患者の転院搬送等に要する経費等の負担に対し、支援措置を講じること。
- (2) 被災自治体による今後の災害対応を見据えた災害拠点病院整備に対し、被災自治体に負担を求めない国庫助成制度を創設すること。
- (3) 震災後の地域医療復興対策として、地域医療再生基金については、被災地の医療実情に応じた対応が可能となるよう使途の弾力化、基金の増額措置等制度の拡充を講じること。

7 今後の防災対策等

大規模かつ広汎な地盤沈下によりその利用に支障が生じている地域に係る土地について、買い取りを行うとともに、被災自治体

が行う嵩上げ工事や土地区画整理事業及び上下水道の再整備等に対し、全面的に財政支援を行うこと。また、地盤沈下に伴う雨水排水対策として排水機場の増設を計画しているが、その施設が完工するまでの応急対応に必要な経費についてその全額を国において負担し、対処すること。

原子力発電所事故災害への対応について

東日本大震災及び原子力発電所事故の発生から6年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされております。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るため、復旧・復興の取組を鋭意進めておりますが、除染による除去土壌の中間貯蔵施設への搬入、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策など、依然として乗り越えなければならない課題も山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じることが必要であり被災者の立場と視点に立ち、あらゆる対策を継続的に講じていく必要があります。

つきましては、下記の事項について特段の御配慮を賜りますよう強く要望いたします。

記

1 復旧・復興の加速に向けた予算の確保等について

- (1) 原子力災害に伴う風評は、県内の観光業、商工業、サービス業などのあらゆる業種、事業者等に深刻な損害を及ぼしていることから、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評を早期に払しょくするための取組を強化・継続すること。また、国内外における日本産農水畜産物等の信頼回復に向けた万全の検査体制の整備等風評被害対策を早急に講じること。
- (2) 原子力災害に伴う風評は、入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施策の推進が重要となっていることから、観光地の環境整備経費及び観光施策の人的支援など各種施策に要する費用について財政措置を講じること。
- (3) 除染を必要とする全ての地域が東京電力福島第一原子力発電所事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免

除するとともに、原子力災害に伴う市税等の減収分については、その補てん財源である震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。

- (4) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、現在、対象業種の事業者自らが用地、建屋、設備を取得することが要件とされているが、この補助要件について、土地を取得し建物を建設後事業を行う企業に賃借する企業である「ホルダー企業」にまで拡大すること。
- (5) 原子力災害からの復興へ向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務となっていることから、地域経済の活性化、更には原子力災害からの復興を強力に推進するため、企業誘致にかかる助成制度及び新たな工業団地の整備にかかる財政措置を講じること。
- (6) 安全な農産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と補助対象資材の拡充を図ること。
- (7) シイタケ原木を安心して利用するためには、放射性セシウム濃度の検査が必要であり、個別に原木を破壊せずに全量検査を行うことが望まれることから、シイタケ原木の放射性物質非破壊検査装置を設置し、生産者及び消費者が安心して原木生産できる体制を確立すること。また、原木シイタケ生産の再生のための生産農家の立場に立った各種助成制度の拡充など、総合的な再建支援制度を継続すること。
- (8) 原発事故に伴い、捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、捕獲事業実施による埋め立て処分場所が不足するおそれがあることから、捕獲した有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での処理体制に係る財政措置を講じるとともに、有害鳥獣専用の処理施設を設置し、有害鳥獣被害対策実施隊の負担軽減を図ること。
- (9) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量

率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体に対応した分も含め、その全額を国において負担すること。

2 除染の推進・汚染廃棄物等の処理について

- (1) 被災市町村が策定した法定計画である除染実施計画を遅滞なくかつ確実に推進するため、面的な住宅除染終了後も引き続き、除染対策事業交付金の財源を十分に確保すること。
- (2) 被災市町村が除染実施計画にのっとり実施するフォローアップ除染に対して、必要な支援を講じること。
- (3) 除染対象以外の道路側溝に長期間堆積している土砂については、空間線量率に関わらず、撤去・処理の対応方針が示されたところであるが、8,000Bq/kg以下の廃棄物について、市町村が管理する最終処分場や仮置き場を確保するために必要となる財政的支援や、住民の十分な理解を得られるよう協力すること。
- (4) 山林や農地の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- (5) 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続するとともに、焼却及び埋立処分の基準については、住民の要望に応じて、より安全かつ弾力的な運用を可能にすること。また、農林業系汚染廃棄物の安全な処理の促進と最終処分までの安全な保管を継続するため、現場の実態に応じて財政的・技術的支援を継続すること。
- (6) 除染に伴い発生する除去土壌等について、放射性物質の濃度にかかわらず国が責任をもって処分を行うとともに、除去土壌等の円滑な輸送に向けた役割を果たすこと。さらには、市町村毎の平成29年度以降の除染土壌等の搬出量について年次計画や放射性廃棄物に関する最終処分までの計画を示すこと。
- (7) 被災自治体において除染を加速するための技術職員が大幅に不足している現状に鑑み、国においてはこの実情を的確に把握し、早急に必要な人的支援を行うこと。

3 中間貯蔵施設の早期完成と除染土壌等の早期搬出について

- (1) 自宅等での一時保管や仮置場の除染土壌を早急に搬出できるよう、国は県と連携して中間貯蔵施設の早期整備を強力に推進するとともに、安全かつ迅速な搬出を行うため、自治体間の十分な調整を図ること。
- (2) 除染に伴い発生する除去土壌等を一時的に保管する仮置場の確保が困難な状況にあることから、保管場所及び積込場について国有地の提供等、積極的な支援を行うこと。

4 原発廃炉に向けた取組について

汚染水対策を初めとする廃炉に向けた取組については、確実な安全対策を講じたうえで、万全な作業に取り組むとともに、住民に対して迅速で分かりやすい情報提供を行い、国内外の不安の解消に努めるよう、また、東北の早期復興を着実なものとするため、東京電力福島第二原子力発電所を含め、福島県内の原子力発電所全基廃炉に向けた取組を推進するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し引き続き強く求めること。

5 健康管理体制の充実について

- (1) ホールボディカウンターによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制の構築を図るとともに、その費用について全額国庫負担を継続すること。
- (2) 県民健康調査における甲状腺がん検査では、甲状腺がん発症率に県内における地域差が認められない状況にあり、県民健康調査検討委員会甲状腺検査評価部会の甲状腺に関する中間とりまとめにおいては、原発事故による影響は考えにくいとされていることから、この評価の確証を得るため、被ばくと甲状腺がんの因果関係の検証を行うこと。

6 道路交通網等のインフラ整備について

- (1) 暫定2車線で全線開通した常磐自動車道は、福島県浜通り地方の復興・再生のために極めて重要な路線であり、廃炉作業や

除染土壌等の搬出の本格化に向け、さらなる拡充・強化を図る必要があることから、いわき中央IC以北全線の早期4車線化を目指すこと。また、常磐自動車道へのアクセス向上や沿線自治体の復旧・復興加速化に資するため、国費により小高区内に復興インターチェンジを設置すること。

- (2) 除染廃棄物の運搬や災害時支援物資の運搬、緊急車両の通行、さらには避難路としても重要な役割を担う国道459号について、道路改良の未着手区間については、国の責任のもと、早期に改良工事に着手すること。また、県道12号原町川俣線及び県道34号相馬浪江線についても、本格化している除染作業で発生した除去土壌等の仮置き場から中間貯蔵施設への輸送ルートにも予定されていることから、地域高規格道路として整備するとともに、継続事業である八木沢峠（トンネル工事）についても一刻も早い完成を目指すこと。
- (3) 水道が未普及のため井戸水を飲料水として使用している地域について、放射性物質による水質の不安を解消するために水道施設の整備を実施する場合、その事業に要する費用は全て国が負担すること。

7 原子力損害賠償の確実な実施について

事業停止や風評による損害、市民や企業が自ら行った除染費用など、個人・法人及び自治体が被った原発事故に起因する全ての損害に対する適切で迅速な賠償を行うとともに、さらに、自治体における市税等の減収についても全額を賠償するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対し強く指導すること。

8 被災者支援について

- (1) 住民が安心して生活できる環境が整備されるまでの間、高速道路無料措置を行うこと。また、避難指示区域等に指定されている地域と指定されていない地域が混在している市においては、全ての避難者が無料化措置を受けられるよう、対象範囲を拡大すること。
- (2) 避難指示等の対象地域における国民健康保険税、介護保険料

の減免及び一部負担金等の免除の継続と避難指示等の対象区域の区分けによらない同一市域内全域の減免・免除に向けたさらなる拡充を行うこと。

- (3) 避難者の帰還と地域の復興・再生に向け、地域の安全・安心を確保するため行う放射能対策や生活環境の改善、産業の振興、雇用の創出などの取組に対し十分な支援を行うこと。さらに、地域住民が行う復興・再生へ向けた自主事業に対する財政支援を行うこと。
- (4) 自主避難者の帰還に向けた生活の再建及び心のケアに必要な支援を行うこと。

